

質 問 書

2021年9月7日

「(案件名) 欧州地域西バルカン地域中小企業メンター制度強化」

(公示日:2021年8月25日/調達管理番号:21a00383)について、質問と回答は以下の通りです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1.	第1章 企画競争の手続き 3 競争に付する事項 (3) 適用される契約約款	「本邦招へいに係る業務については、別途『技術研修等支援業務実施契約約款』を適用した契約を締結することとし、当該契約については消費税課税取引と整理します。ただし、最終見積書においては、消費税を加算せずに積算してください」とありますが、プロポーザル等の提出に際しては、本邦招へいに係る報酬および直接経費を、別見積書ではなく本見積書に含めると理解して間違いはないでしょうか。	本邦招へいに係る報酬及び直接経費は別見積もりにて計上ください。なお、「企画競争説明書第4章(2)①業務量の目途」には本邦招へいに係る業務も含めた人月を示しています。
2.	第3章 特記仕様書案 第6条 実施方針及び留意事項 (4) 要員配置	「各コンサルタントが出張を行う際には、同一国において現地渡航期間の重複が生じないよう配慮が必要」との記載は、「複数の業務従事者が同じ時期に同一国に滞在しないように」という意味でしょうか。「業務従事者は同一国に複数回渡航しないように」という意味でしょうか。あるいはまた別の意味でしょうか。	本記載については、「複数の業務従事者が同じ時期に同一国に滞在しないように」という意味でご理解いただいている通りとなります。

3.	<p>第3章 特記仕様書案 第7条 業務の内容 (1) 案件全体のマネジメントにかかる業務 ③ 事業進捗報告書の作成</p>	<p>「実施期間中に計6回、…業務進捗報告書の様式を使用し…提出する」とあります。一方、「第8条 報告書等 (1) 報告書等」では事業進捗報告書の提出時期は2回とされています。これら「事業進捗報告書」・「業務進捗報告書」は、すべて同一のものを指しますか。同一のものである場合、提出回数は6回でしょうか、2回でしょうか。6回提出する場合には、提出時期を合わせてご教示ください。また、異なるものである場合には、作成・提出すべき報告書について改めてご教示ください。</p>	<p>第7条(1)③の記載に誤りがございました。正しくは「第8条 報告書等」に記載の通り「事業進捗報告書」を実施期間中に計2回のご提出となります。 また、「事業進捗報告書」は特段の様式の定めはなく、「別紙：報告書目次案」の「2. 事業進捗報告書記載項目(案)」を参考に作成いただき、OCM(全体調整会議)の報告資料となることを想定しています。</p>
4.	<p>第4章 業務実施上の条件 (2) 業務量目途と業務従事者校正案</p>	<p>業務量の目途には招へい実施に係る業務従事日数を含みますか。それとも、招へい実施に係る業務従事日数は、業務量の目途として示された「44.57人月(現地:40.97人月、国内3.60人月)」とは別と考えてよいでしょうか。また、招へい実施に係る業務従事計画については、様式4-3 要員計画に業務従事者の構成に追加して記載することでよいでしょうか。</p>	<p>上述1のとおりです。また、招へい実施に係る業務従事計画に追加記載することで結構です。</p>
5	<p>プレゼンテーションの日時の変更</p>		<p>お手数をおかけしますが、プレゼンテーションの実施日時に関しまして、企画競争説明書では10月4日(月)14:00からとしておりましたが、同日16:00からと変更させていただきますので、よろしくお願います。</p>

以上